

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	枚方市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、住民基本台帳事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)(が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録を整備しなくてはならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されたものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便性を増進するとともに、行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものである。市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>枚方市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成</li> <li>② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</li> <li>③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>⑤ 本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会</li> <li>⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認</li> <li>⑪ 個人番号の変更</li> </ol> <p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。))第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、自動交付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> </li> <li>2. 住基法 <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律」の内容を反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul> </li> </ol>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<b>【照会】</b> ・情報提供ネットワークによる情報照会は実施しない。  <b>【提供】</b> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 市民課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数職員によるダブルチェックの徹底とともに定期的な周知・確認を行う。個人情報入力後は専用のチェック体制に基づき目検や2次チェックを徹底している。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	枚方市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり	枚方市は、住民基本台帳事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり	事後	
平成29年7月14日	表紙-評価実施機関名	枚方市長 竹内 脩	枚方市長 伏見 隆	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	記載なし	⑪ 個人番号の変更 ※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報-5評価実施機関における関連部署②所属長の役職名	藤本 久美子	課長	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目-1対象人数、2取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IVリスク対策-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	記載なし	3)基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-2特定個人情報の入手	記載なし	十分である	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-3特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクの対策	記載なし	十分である	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IVリスク対策-3特定個人情報の使用 権限のない者によって不正に使用されるリスクの対策	記載なし	十分である	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	十分である	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-5特定個人情報の提供・移転	記載なし	十分である	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策	記載なし	[O]接続しない(入手)	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策	記載なし	十分である	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-7特定個人情報の保管・消去	記載なし	2)十分である	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-8内部監査	記載なし	[O]内部監査	事後	様式変更による
平成31年3月29日	IVリスク対策-9従業員に対する教育・啓発	記載なし	十分に行っている	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「個人番号及び個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
令和4年12月27日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【照会】 ・情報提供ネットワークによる情報照会を実施しない。</p> <p>【提供】 ・番号法別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、91、92、94、96、101、102、103、106、108、111、112、113、114、116、119の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条の2、50条、51条、53条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2、59条の3） ・同表の21、30、89、105の項</p>	<p>【照会】 ・情報提供ネットワークによる情報照会を実施しない。</p> <p>【提供】 ・番号法別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署①部署及び8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	枚方市 市民安全部 市民室	枚方市 市民生活部 市民室 市民課	事後	機構改革に伴う変更であり特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
令和4年12月27日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先及び8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号573-8447	郵便番号573-8666	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
令和4年12月27日	IIしきい値判断項目-1対象人数及び2取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
令和6年4月10日	IVリスク対策-8.監査	記載なし	[○]外部監査	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う、①事務の名称	住民基本台帳に関する事務	住民基本台帳事務	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う、③システムの名称	既存住民基本台帳システム、	住民基本台帳システム、	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	I 住基情報ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	【照会】 ・情報提供ネットワークによる情報照会を実施しない。  【提供】 ・番号法別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項	【照会】 ・情報提供ネットワークによる情報照会を実施しない。  【提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署①部署	枚方市 市民生活部 市民室 市民課	枚方市 市民生活部 市民課	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	I 関連情報-5評価実施機関における関連部署②所属長の役職名	課長	市民課長	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 市民室 市民課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 市民課	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	IV8. 人手を介在させる作業(判断の根拠)	記載なし	複数職員によるダブルチェックの徹底とともに定期的な周知・確認を行う。個人情報入力後は専用のチェック体制に基づき目検や2次チェックを徹底している。	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正
令和8年3月30日	IV11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	記載なし	「全項目評価または重点項目評価を実施する」に丸印	事後	個人情報保護委員会が定める指針の改正時に加筆・修正